

石川県情報資産管理システム賃貸借契約仕様書

令和8年5月

石川県総務部デジタル推進監室 県庁デジタル推進課

1. 基本事項

1-1 件名

石川県情報資産管理システム賃貸借契約

1-2 業務の範囲・内容

(1) 調達範囲

今回の調達範囲は以下のとおりとする。

なお、新石川県情報資産管理システム（以下、「新システム」という。）の構築・運用は、「別紙 1 石川県情報調達共通特記仕様書」に定める内容を基本とし、本仕様書でそれを補足する仕様を定めるものとする。「別紙 1 石川県情報調達共通特記仕様書」及び本仕様書で相反する内容の記載がある場合は、「別紙 1 石川県情報調達共通特記仕様書」の該当項番を適用せず、本仕様書の内容によることとする。

また、新システムでは安全な構築と安定した運用を実現し、今後のバージョンアップ等に柔軟に対応できるよう、県独自の要求に合わせたカスタマイズは最小限に留め、必要な機能を当初から有していることを前提に、パッケージを利用した調達を基本方針とする。

項目	内容
システム開発	新システムの要件定義、基本設計、概要設計、詳細設計、開発、テスト（単体、結合、総合）
システムの導入及び調整	石川県（以下、「県」という。）が指定する場所への新システム導入（石川県サーバ統合基盤（以下、「統合基盤」という。）上の本番／テスト環境構築作業を含む）、システム入替えに伴う作業
データ移行	現行石川県情報資産管理システム（オープンソースソフトウェア「SARMS」。以下、「現行システム」という。）から新システムへのデータ移行作業
研修の計画及び実施	新システム管理職員及び利用職員への研修の実施
システム運用・保守	新システムの運用・保守業務の実施。
プロジェクト管理	本調達範囲に関する進捗管理、品質管理、課題管理等の全体管理（県への報告、県との協議や会議の実施を含む。）
ライセンス	統合基盤上で動作する新システムで、本番／テスト環境で必要となるソフトウェア製品の使用ライセンス（パッケージ製品、データベース管理ソフト、ミドルウェア等を含む。）
文書の作成	要件定義、基本設計、概要設計、詳細設計、テスト等に関わる文書の作成

課題解決提案・運用改善支援	情報資産管理等の業務における課題解決に向けた、パッケージをベースとした運用及び個別カスタマイズによる課題解決提案・運用改善支援
---------------	---

図表 1. 調達範囲

項番	作業項目	県	受託者	統合基盤 保守業者
1	統合基盤上の最適な構成の検討	△	◎	△
2	統合基盤において新システム等が動作する環境の構築	—	△	◎
3	新システム等の導入、動作確認	—	◎	—

【凡例】◎：実施主体△：支援

図表 2. 統合基盤でのシステム構築に関わる役割分担

(2) 統合基盤またはクラウドの活用

新システムは、県が既に運用している統合基盤上への構築を行うか、クラウドサービスとして提供すること。

ア 県の統合基盤を利用する場合、以下を遵守すること。

- ・県の統合基盤は VMware 環境上で構築された仮想サーバ環境であり、提供する仮想サーバの OS については、Windows 系または Linux 系の保守サポート期間が一定期間確保されている安定版の OS を対象とする。
- ・VMware 環境上での稼働に伴い、大幅なライセンスコストが発生するデータベースやミドルウェア等の構築は原則不可とするため、本業務の受託者はシステムの最適な構成を検討し、調達を行うこと。
- ・ライセンスやミドルウェア等の選定に関して懸念がある場合は、契約締結前に県側に書面にて申し出ること。統合基盤上でのシステム構築にあたっては、統合基盤運用保守業者、総務部デジタル推進監室と十分に連携・調整を行い構築すること。なお、統合基盤の利用ではサーバリソース（CPU、メモリ、ディスク）、OS を提供するものとする。
- ・統合基盤の詳細は、「別紙 2 石川県サーバ統合基盤利用仕様書」を参照すること。なお、「別紙 2 石川県サーバ統合基盤利用仕様書」中「2.2. 統合基盤から提供されるもの(5)」に記載の機能及び Oracle Database は提供しないので、留意すること。また、令和 8 年度中には統合基盤の移行が予定されており、別途対応が必要となることが想定される。この場合、保守契約内での対応が困難な場合は、県と協議の上、別途、提案・見積を行うこと。

イ クラウドサービスとして提供する場合、以下を遵守すること。

- ・当該サービスのサービス約款、利用規約、SLA が存在していること。
- ・日本の裁判管轄、法令が適用されること。海外への機密情報の流出リスクを考慮し、クラウドサービスを提供するリージョン（国・地域）を国内に指定すること。国内のクラウドサービスにおいて、利用者のデータが、海外に保存されないこと。
- ・クラウドサービスの中断時の復旧要件が基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に規定されていること。
- ・クラウドサービスの終了又は変更時における事前の通知等の取り決めや情報資産の移行方法が基本契約に規定されていること。
- ・稼働率、目標復旧時間、目標復旧ポイント、バックアップの保管方法などの可用性に関する事項がサービスレベル契約（SLA）に規定されていること。
- ・クラウドサービス提供者が、利用者の情報資産へ目的外のアクセスや利用を行わないように基本契約等に定めること。
- ・クラウドサービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制について、公開資料や監査報告書（又は内部監査報告書・事業者の報告資料）等の内容を確認すること。
- ・クラウドサービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、利用者の意図しない変更が加えられないための管理体制について、公開資料や監査報告書（又は内部監査報告書・事業者の報告資料）等の内容を確認すること。
- ・情報セキュリティインシデントへの対処方法について、クラウドサービス提供者との責任分担や連絡方法を取り決め、基本契約又はサービスレベル契約（SLA）等に定めること。
- ・脅威に対するクラウドサービス提供者の情報セキュリティ対策（なりまし、情報漏えい、情報の改ざん、否認防止、権限昇格への対応、サービス拒否・停止等）の実施状況やその他の契約の履行状況の確認方法が基本契約又はサービスレベル契約（SLA）等に規定されていること。
- ・情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法について、基本契約又はサービスレベル契約（SLA）等に規定されていること。
- ・クラウドサービス提供者により、利用規約、各種設定が変更される可能性があるため、変更内容の確認方法や連絡方法を基本契約又はサービスレベル契約（SLA）等に定めること。
- ・個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法で定められた安全管理措置を行うこと。
- ・個人情報を取り扱う場合、必要に応じて、PIA（特定個人情報保護評価）を実施すること。
- ・以下のいずれか、または複数の方策によりアクセス制御が可能であること。
 - ・接続元 IP アドレス制限（可能であれば 200IP アドレスの設定が可能なこと）
 - ・Microsoft Entra ID によるシングルサインオン

- ・クライアント証明書認証
- ・プライベート接続（VPN、プライベートコネクタ等）
- ・その他、同等以上のアクセス制御手段

（3）新システムの構築期限及び運用期間（予定）

構築期限 契約締結日から令和8年11月30日まで

運用期間 令和8年12月1日から令和13年11月30日

項目	予定時期
契約締結	令和8年7月下旬
設計・構築	令和8年7月下旬～令和8年11月中旬
動作確認・テスト運用	令和8年11月中旬～令和8年11月下旬

図表3. 新システム構築までのスケジュール（予定）

（4）見積書の作成

本業務における新システムの構築及び保守が総合的に経済的なものであるかを判断するために、新システムの安定した稼働を維持するために必要と見込まれる経費を算定すること。受託者は、新システムが適切に稼働、運用及び保守できることを前提に、経済的かつ効率的な機器等の調達、運用及び保守の調達の計画を想定し、本業務に対する提案書において、見積書を作成すること。

ア 様式

見積書は、様式第5～6により作成すること。

イ 見積りにおける受託者の責任

本業務においては、現実的で責任のある見積りを行うこと。なお、過度に廉価な見積りであり、不当であると県が判断した場合は、提案価格評価の減点を行う場合がある。

提案した見積り内容の変更は原則認めないが、本業務の契約締結までに、やむを得ず見積り金額に変更を生じる事由が発生した場合は必ず県と協議すること。なお、変更後の見積りが不当であると県が判断した場合は、契約を締結せず、新システムを稼働できなかったことに係る損害を請求する場合がある。

（5）納入場所

システム本体：統合基盤上

「5. 文書の作成及び納入」に定める文書類：石川県総務部デジタル推進監室

2. 委託業務に係る要件等

2-1 知的財産権の取扱い

新システムの所有権、著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及びその他の権利（以下「知的財産権等」という。）については次のとおりとする。

(1) このシステム構築に、既存のソフトウェア（例：パッケージ、ベースシステム）を使用する等、システム構築開始前に権利者が権利を有していたもの（ミドルウェアを含む。）については、その権利が明らかな場合に限り、権利者に権利が留保されるものとし、当該ソフトウェア等に係る使用許諾契約の条件が成果物の利用に適用されるものとする。ただし、県がシステムを利用することに支障がないよう、受託者は県に不利な条件を付さないようにすること。なお、県が当該ソフトウェアに関して改変及びシステム利用に関する業務を第三者に行わせる場合には、県は受託者の事前の承諾を得るものとする。

(2) 本調達にあたって、システム構築に第三者の権利の対象となっている知的財産権等を使用する場合は、受託者が使用に関する一切の責任を負う。そのシステムの構築及び使用に係る費用は受託者の負担とする。

構築後の新システムの利用にあたって、継続して当該権利を使用する必要がある場合には、当該権利に係る使用許諾契約の条件が適用されるものとする。ただし、本業務の目的の範囲内において県がシステムを利用することに支障がないよう、県に不利な条件を付さないようにすること。

システム構築後の継続した利用に経費が発生する場合は、採用前に予め県と協議の上、県の承諾を得ること。事前の協議及び県の承諾がない場合は、システムを利用する期間の当該経費について受託者の負担とすること。

ただし、本調達に対する企画提案書または見積書において提案された当該ソフトウェア等は、名称、版数、使用の目的、数量、費用、権利の期間、権利者等必要な事項が当該提案書等に明示されている場合において、受託者が本調達を受託したときは、事前に協議され県が承諾したものとみなされる。

2-2 情報の開示

受託者は、システム構築に際し、県が保有する情報資産のうちシステム構築に必要な情報を再委託先・再々委託先の事業者に対し開示する場合は、別紙 1 「石川県情報調達共通特記仕様書」の規定に基づいて適切に取り扱うこと。

2-3 機密保持

県がシステム構築を受託者に委託するにあたり、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」の規定に基づいて、契約書に機密保持に関する遵守事項を明記することとし、当該事業者はこれを遵守すること。

3. 本業務に係る要件等

3-1 本業務の趣旨

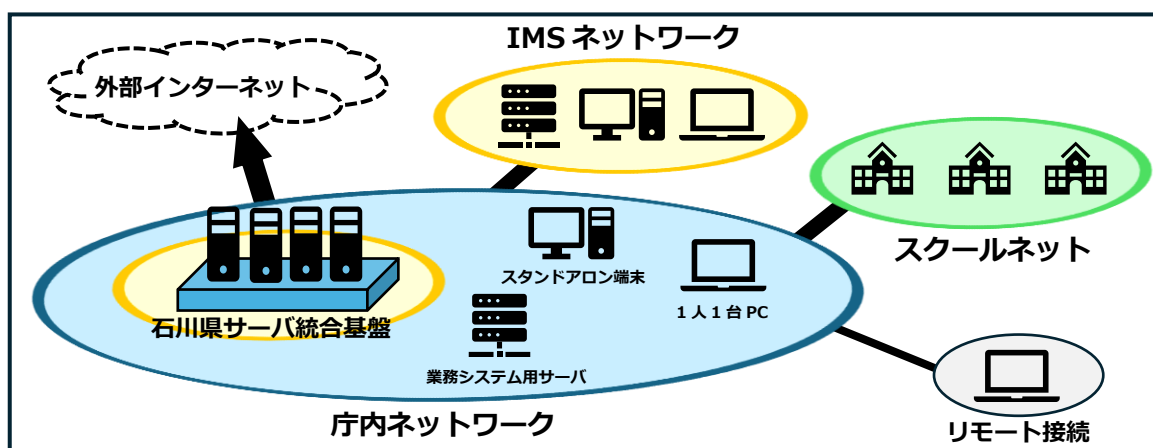
平成22年度から運用している現行システムは、調達されたソフトウェアが使用許諾条件に沿って使用されているかを管理し、違反による法的リスクを回避する「ライセンスコンプライアンスの確保」及び県が所有しているソフトウェアやハードウェアの種類及び数量、使用状況等を把握する「情報資産の可視化と最適化」を担っているが、基本的に構築当時の要件のまま運用している部分が多く、一般社団法人IT資産管理評価認定協会の「IT資産管理評価規準」に基づく簡易成熟度評価において機能面の拡充を指摘されている。

また、外部監査において指摘されている部分以外の機能についても、システム上での申請や承認のほか、棚卸結果の報告や取りまとめなど、全体的に手動で運用されている部分が多く、職員の負担が大きい状況である。

機能面・運用面における課題を改善し、時代に即した適切な情報資産管理の実現及び業務効率化を図るため、新システムの導入を実施する。

3-2 利用ネットワーク構成

県におけるネットワーク構成イメージ図を次に示す。



図表4. ネットワーク構成イメージ

図中のそれぞれの項目については以下に記載のとおりとする。

(1) 庁内ネットワーク

庁内で運用が必要な複数の情報システムの利用に供するため、総務部デジタル推進監室が設置、運用するネットワーク。

(2) 1人1台端末

職員が職場において専用利用している、庁内ネットワークに接続された WindowsOS が動作する端末。

(3) 業務システム用サーバ

庁内ネットワークに接続された特定業務用に設置されるサーバ。

(4) スタンドアロン端末

庁内ネットワークに接続していない、スタンドアロンや独自ネットワークに接続する業務で運用する端末等。

(5) IMSネットワーク

県及び県内市町が共同で整備した情報通信基盤。本ネットワークを用いて本庁及び各出先機関を接続。

(6) スクールネット

教職員や生徒が情報通信機器を利用できる環境整備のため設置された、県立学校及び関係機関を対象とする情報通信基盤。

(7) リモート接続

自宅等、本庁及び各出先機関外から1人1台端末を用いて庁内ネットワークに接続可能とする方法。なお、接続にあたっては、1人1台端末に制御用ソフトウェアを導入することを必要としている。

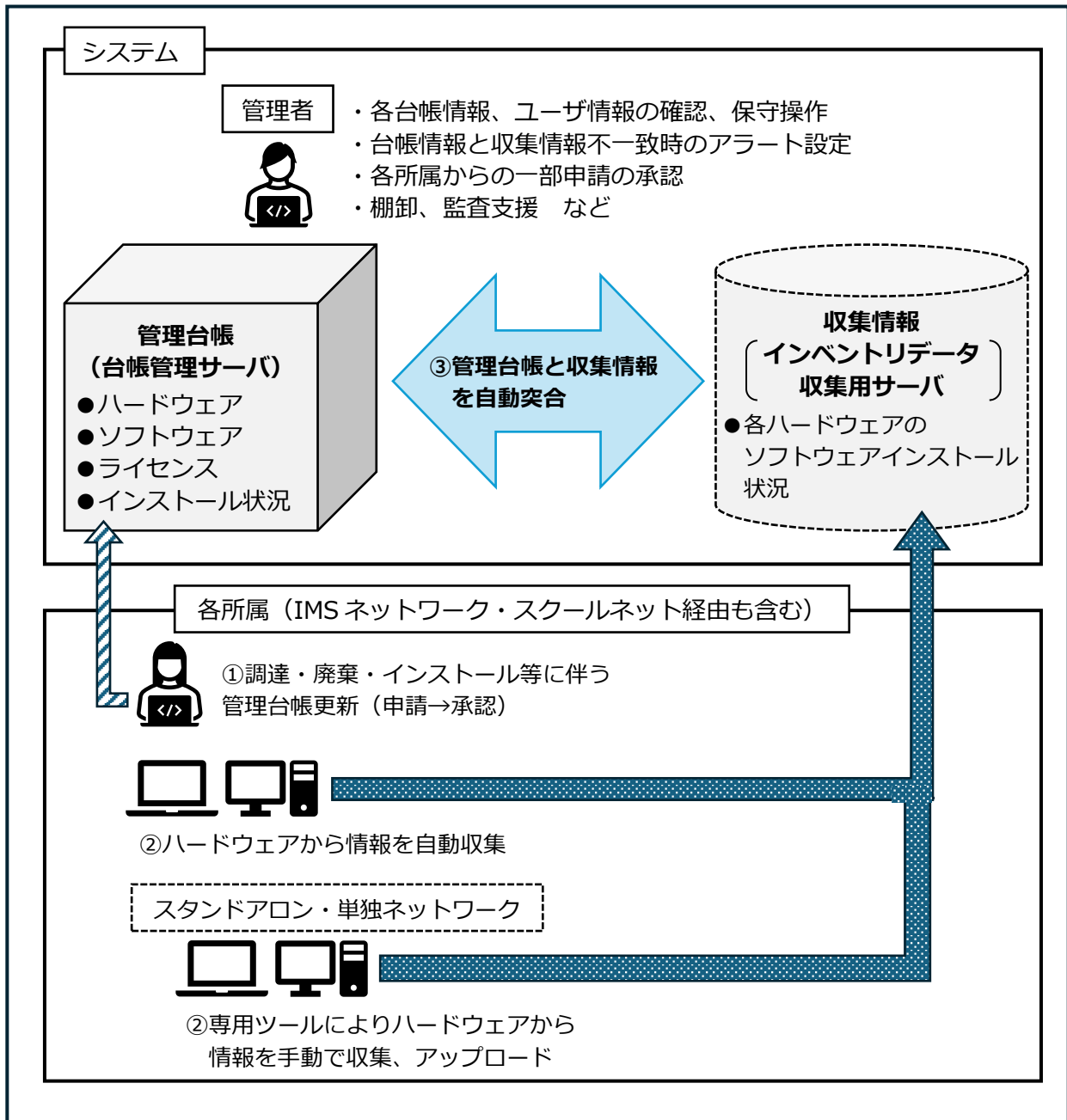
(8) 石川県サーバ統合基盤

庁内ネットワークに接続した各業務システムが動作する、県独自の仮想サーバ群で構成される基盤。

3-3 管理対象及び管理の方法

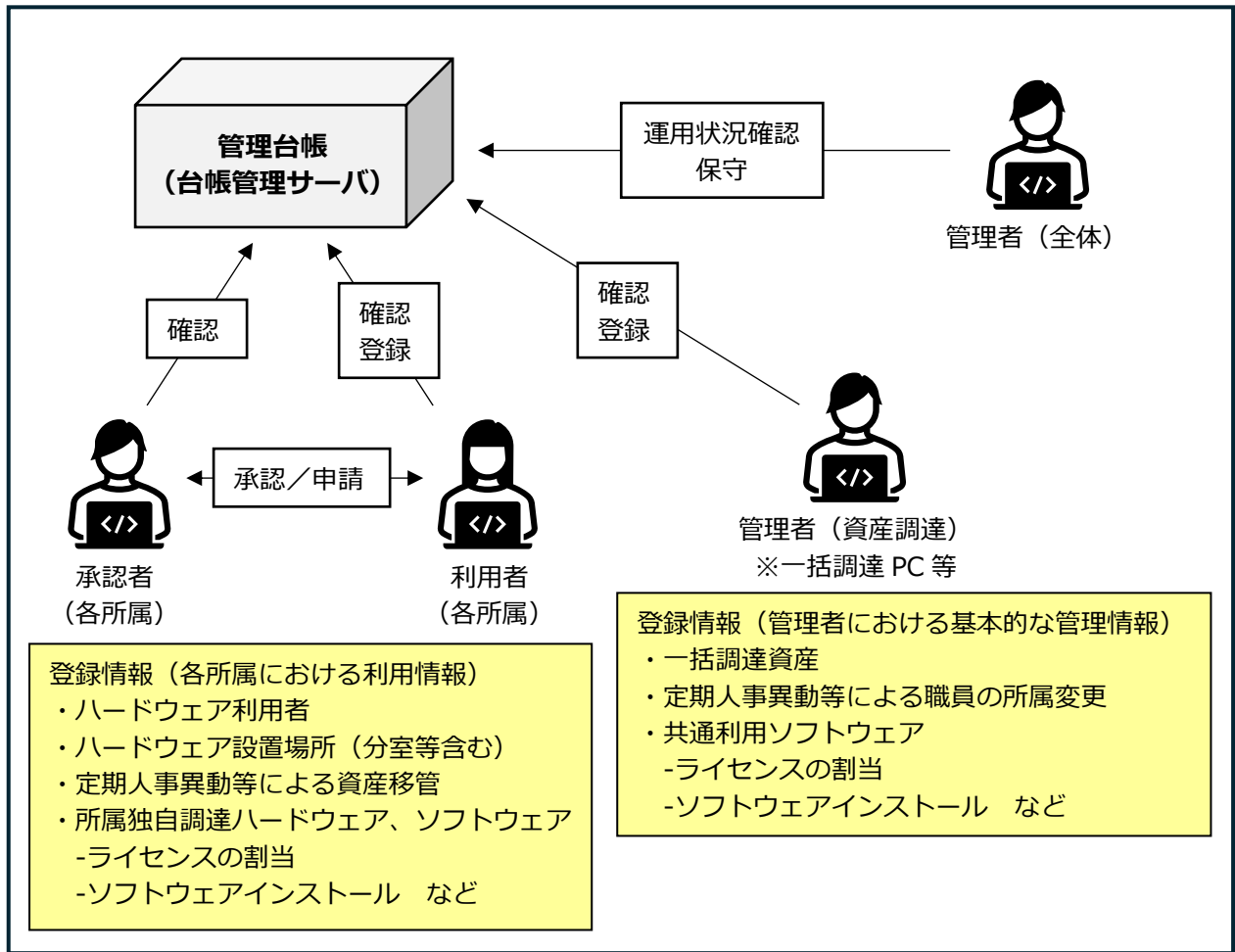
- (1) 県で利用するハードウェアとソフトウェアを資産管理の対象とする。
- (2) ハードウェアはパソコンやサーバであり、庁内ネットワーク接続機器のほか、スタンドアロン端末も管理対象とする。
- (3) 管理対象となるハードウェアは、年間約 21,000 台程度を想定する。
- (4) 管理対象となるソフトウェアは、Windows の管理機能である「インストールされているアプリ」に表示されるものを最低限とし、有償・無償を問わない。補足として、「インストールされているアプリ」は Windows11 における表示だが、その他の WindowsOS における表示が異なる場合は、同等の管理機能を使用できるものを指す。
- (5) (1) から (4) に示したハードウェア及びソフトウェアの管理対象は、契約締結より以降、範囲の拡大等変更を行う可能性がある。その際は別途、県と受託者で協議を行うこととする。

(6) 管理台帳データと収集情報データの情報連携イメージ図を次に示す。



図表 5. 情報連携イメージ

(7) システム利用者とシステム管理者の役割イメージ図を次に示す。



図表 6. システム利用者/管理者 役割分担イメージ

3-4 機能等要件

新システムは、現行システムの有する標準機能と同等以上の機能を構成要件とし、詳細機能及び運用手順等については、契約締結後に県と受託者が協議の上決定するものとする。

以下に現時点で県が想定する運用において、新システムに求める機能等要件を示す。これらについて、システム上で標準機能として備わっていない場合には、システムに対して設定等の変更や機能拡張・機能追加等カスタマイズを実施すること。ただし、今後のシステムのバージョンアップ等を考慮し、本改修をもってそれら標準機能のバージョンアップに支障をきたすことがないよう、システム提供元と十分な調整を実施すること。

- (1) 管理台帳として、ハードウェア台帳、ライセンス台帳、ライセンス媒体台帳、ソフトウェア (インストール状況) 台帳、ライセンス辞書 (以下、これらを総称して「管理台帳」という。) が作成・管理できること。管理台帳の名称・数量・内容・役割分担等については、情報資産管理として適切な運用が可能であれば、上記以外の組み合わせでも差し支えない。なお、ライセンス台帳とライセンス媒体台帳は、それぞれ「多」対「多」で紐付けた管理が可能であることが

望ましい。各台帳・辞書の主な目的・役割については、下表のとおり定める。

台帳・辞書名	主な目的・役割
ハードウェア台帳	ハードウェアを管理対象とし、使用者や設置場所、購入日などを管理
ライセンス台帳	ソフトウェアライセンスを管理対象とし、使用所属や契約情報、契約期間、ライセンス数などを管理
ライセンス媒体台帳	ライセンス媒体・証書を管理対象とし、ライセンス媒体・証書の保管場所や保有所属などを管理
ソフトウェア台帳	ソフトウェアのインストール状況を管理対象とし、インストールされたソフトウェア名やバージョン、インストールしたハードウェアなどを管理
ライセンス辞書	上記台帳に登録されるソフトウェアの情報を判別・標準化するために利用するリスト

図表 7. 管理台帳の目的・役割

- (2) 管理台帳のデータ項目については、契約締結以降に県と受託者が協議の上決定し、その内容に従って項目追加・変更等が実施できること。
- (3) 管理台帳のデータ登録・更新において、申請・承認の役割（登場人物）を分担したワークフローを有すること。（ワークフローと連動して台帳データの管理を容易にすること。）
- (4) 所属名や利用者名等のマスターデータを管理し、組織改変等に伴いそれらのデータ修正が行われても、過去の履歴や保存記録に影響が生じないこと。
- (5) 管理台帳のデータ登録・更新の際には、個別のデータ更新だけでなく、CSV形式等外部ファイルの利用による一括更新が可能なこと。
- (6) 管理台帳の登録情報と、別に管理しているインベントリデータ収集情報を突合し、その差分をアラートとして表示・通知できること。なお、差分の抽出タイミングについては、県が任意のスケジュールを設定できるようにすること。
- (7) アラートの表示・通知は、設定により、その原因となった事象が解消されるまで継続できること。
- (8) アラートは、その原因に応じて該当する所属の管理者（図表 6 に示す各所属の承認者を想定）に対して直接表示・通知ができること。
- (9) 県が別途導入済みのクライアント管理ツール「SKYSEA Client View」によって収集するデータをインベントリデータとして利用すること。なお、想定台数は約 21,000 台とする。また、対応可能なクライアント管理ツールの情報を提供し、今後クライアント管理ツールの変更があった場合に、移行をサポートできること。

- (10) ライセンス辞書を定め、それらを利用したチェック及びアラートの表示・通知ができること。
- (11) ライセンス辞書については、「システム提供元等が提供する標準リスト」と「県独自リスト」が共存可能で、新たに導入するソフトウェアを容易に追加できること。なお、標準リストの内容については、一般社団法人 IT 資産管理評価認定協会が提供するソフトウェア辞書あるいはそれと同等以上のものとする。
- (12) プリンタドライバやセキュリティパッチなど、一定条件を満たすソフトウェアについてはアラートのチェック対象から除外できること。
- (13) ソフトウェアやメーカーごとに異なるライセンス形態（使用許諾条件）に対応した、適切な管理ができること。
- (14) プリインストールなど、インストール可能なハードウェアが限定されるライセンスについては、他のハードウェアへの割り当て禁止等の管理ができること。
- (15) ダウングレードやアップグレードしたソフトウェアを利用する場合、それらの元となるライセンスと分けた利用数管理（両者を紐付けた管理）が可能であること。
- (16) スイート製品など、必要がある場合に複数のソフトウェアをグループ化して管理できること。
- (17) ボリュームライセンス等で一括調達したソフトウェアについて、1つのライセンス登録の中でインストール状況等が一括管理できること。
- (18) 管理台帳の登録データを、権限に応じた利用範囲（管理範囲）において CSV 形式等外部ファイルで出力できること。
- (19) 棚卸や監査に必要な一覧表等が作成でき、CSV 形式等外部ファイルで出力できること。
- (20) 運用における各種記録（例：管理台帳の更新履歴）が保存され、必要に応じて画面で確認できること。
- (21) スタンドアロン端末及び業務システム用サーバ用に、以下の機能を有したインベントリデータ収集ツールを用いてオフラインでも機器の情報を取得できること。
- ・使用にあたり、原則としてインストールを必要としないこと
 - ・USB メモリ等外部記憶媒体上での使用が可能なこと
 - ・WindowsOS において使用できること。なお、OS は Windows11 を想定しているが、旧バージョンであっても動作すること（動作保証環境について提案書に記載すること）
- (22) スタンドアロン端末から収集したインベントリデータを一括登録できること。
- (23) 管理台帳のデータは管理番号を付番できること。なお、現行の管理体制ではハードウェアに一意的管理番号を、ライセンス及びライセンス媒体に管理所属ごとの管理番号を付番しているため、任意の付番形態に対応すること。
- (24) システムのユーザごとに、管理台帳のデータに対する参照、申請、承認、システム管理の権限や利用可能なメニューの制限等を設定できること。

- (25) 管理台帳のデータに対する参照、申請、承認、システム管理の権限は、ユーザごとに利用範囲や管理範囲に応じた設定ができること。
- (26) ソフトウェア（インストール状況）台帳は、全庁的に共通利用できるソフトウェアと、使用許諾条件等により利用範囲を特定所属のみに制限しなければならないソフトウェアが存在するため、同一ソフトウェア名（バージョン等も含む）であってもそれらを区別し、後者については特定所属のみ利用可能（ライセンス割り当て等）とできること。
- (27) 所属が独自でハードウェア、ソフトウェアを調達した場合、所属内で登録の申請及び承認が完結できること。
- (28) ライセンス辞書の承認は、各所属の承認者ではなくシステム管理者と行えること。
- (29) 申請内容に不備がある場合は、当該申請の承認権限者による申請の却下・差し戻しができること。
- (30) ライセンス辞書は、予め指定したソフトウェアのバージョンアップ（マイナーアップデートを含む）に対して、自動で登録ができること。
- (31) ハードウェアの廃棄申請を行った場合、ソフトウェア（インストール状況）台帳に紐付いたソフトウェアライセンスの削除申請が自動的になされること。
- (32) リース満了や廃棄等によりハードウェアやソフトウェアライセンス等の削除を登録した場合であっても、システム管理者は該当データの確認ができるものとする。
- (33) システムは Web ブラウザ上で操作し、ログインする場合はユーザIDとパスワード入力によりシステム利用者の認証を行い、利用権限の無い者は利用不可とすること。
- (34) データ入力や訂正など比較的軽負荷の処理を行った場合、ネットワーク遅延などを除き、更新操作を行ってから2秒以内のレスポンスを保証すること。
- (35) 集計・検索・出力等の機能を利用する際に、ストレス（画面表示の遅延や画面更新の度に長い読み込み時間がかかるなど）が無いよう画面遷移や応答速度を考慮したシステムであること。
- (36) データ入力時に論理チェックを行い、誤入力やデータ不整合を事前に防ぐような入力支援の機能を有すること。
- (37) ユーザビリティの高いユーザインタフェース（例：マニュアルが無い状態でも一定程度利用可能な画面構成、ヘルプやガイド機能の充実）とすること。
- (38) 将来的な業務の見直し等を考慮し、容易に改修を加えることができるシステムであること。

3-5 構築・設定条件

- (1) 1-2(2)のとおり、新システムは県が既に運用している統合基盤上へ構築するか、クラウドサービスとして提供するものとする。統合基盤の詳細については、「別紙2 石川県サーバ統合基盤利用仕様書」を参照すること。なお、「別紙2 石川県サーバ統合基盤利用仕様書」中

「2.2. 統合基盤から提供されるもの（5）」に記載の機能及び Oracle Database は提供しないので、留意すること。

（2）現行システムから各台帳のデータ移行を行うこと。移行に必要な費用については、見積りに含むこと。なお、移行するデータについては、提出された企画提案書の内容を踏まえ、契約締結後に県と受託者が協議の上決定するものとする。

【参考】現行システムにおける令和8年4月30日現在のデータ量

- ・ハードウェア台帳：約 19.0 千件
- ・ライセンス台帳：約 29.5 千件
- ・インストール台帳：約 108.7 千件

（3）庁内ネットワーク及び IMS ネットワークへの接続方法など詳細については、県及び県が業務委託する保守業者と協議のうえ設定すること。

（4）本番用の環境とは別に、操作研修等が可能な検証環境を用意すること。

（5）一般社団法人 IT 資産管理評価認定協会が認定する「公認 ITAM コンサルタント（CITAM）」の資格を有する担当者を配置し、システム設計や運用プロセス設定等においては、それらの知識を踏まえて構築すること。

（6）何れかの事象によるデータの破損等、障害発生時に速やかな復旧が行えるよう、適切なバックアップ周期と世代数を確保し、複数世代のバックアップとリストア（全データ）が確実にできることを確認すること。

3-6 セキュリティ要件

別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守すること。

また、高度なセキュリティ機能により、コンピュータウイルスやハッカーの侵入及び悪意によるデータの破壊等に対する防御態勢を整え、システム導入の際には、プラットフォーム診断・ソースコード診断等のセキュリティ脆弱性診断を行うこと。

3-7 システム運用・保守要件

システム運用・保守業務の作業項目と役割分担については、県にとって負担の少ない運用となるよう、新システムの設計・開発工程の適切な時期に県と受託者が協議し、県が決定する。受託

者は、次の事項に留意して運用・保守業務に関する内容及び計画を提示すること。

(1) 運用業務に関する留意事項

- ア 機器設置場所でのオペレーション業務は、サーバ類の起動停止・スケジューリング管理・セキュリティ管理・ジョブ実行監視の自動化や、庁内の端末や保守メンテナンス用のリモート接続端末からの遠隔操作等により省力化の図られたシステムを実現するため、原則廃止とする。
- イ 平日8時30分から17時45分まで（年末年始を除く。）の県システム管理者からの問い合わせに対応すること。対応記録は定期的に報告を行うこと。
- ウ 本調達に係るシステムの運用業務については高いサービスレベルが確保されるように、開発段階から標準化された技術を採用し、運用ドキュメントの整備及び電子化を図ること。

(2) 保守業務に関する留意事項

- ア 保守窓口を一本化し、県システム管理者からのシステム全般の問い合わせを受け付けること。
- イ 運用・保守担当者は、導入時の要員が引き続き担務する等、導入時の経緯を十分理解した要員が務めること。
- ウ 受託者は、課題管理表を整備し、保守業務で生じた課題を管理するとともに漏れなく課題に対応すること。
- エ 業務量の拡大あるいは業務仕様の変更に伴う運用環境の変更が必要な場合は県と協議し、対応内容を検討すること。

4. 操作研修

新システム構築完了後、システムの操作方法について下記のとおり操作研修を実施すること。

- ・システム管理職員向け研修：オンライン可。1回。
- ・システム利用職員向け研修：オンライン可。最大3回。

本研修内容の録画及び組織内利用を認めること。

5. 文書の作成及び納入

以下の文書を作成し、構築期限までに納入（電子データ一式を県が指定する方法により提出）すること。納入文書は、Microsoft Office 形式等、県が一般的に利用するソフトウェアで編集可能な形式で提出すること。なお、構築条件により作成する文書の種類が異なるため留意すること。

- (1) 動作試験報告書（統合基盤）
- (2) 機器環境設定手順書（統合基盤）

- (3) 機器運用マニュアル（統合基盤）
- (4) システム管理者用操作マニュアル（統合基盤／クラウド）
- (5) システム利用者用操作マニュアル（統合基盤／クラウド）
- (6) 環境設定報告書（クラウド）
- (7) 初期投入データ（統合基盤／クラウド）

6. その他特記事項等

(1) 第三者委託

受託者は、県の事前の書面による承諾を得た場合に、第三者への再委託・再々委託を行うことができる。

業務の一部を再委託・再々委託する場合、受託者は、事前の書面により再委託先（再々委託先以降を含む。以下同じ。）を記載した体制資料を提示し、県の承諾を受けること。

受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な措置を講じること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は、受託者が負うこと。

本調達の場合にあたっては、作業の体制を判断する参考とするため、再委託を予定する業務の範囲及び再委託を予定する業者名等の一覧を、本調達に対する技術提案書に添えて提出すること。

(2) 「別紙 1 石川県情報調達共通特記仕様書」及び本仕様書に定めのない事項

「別紙 1 石川県情報調達共通特記仕様書」及び本仕様書に定めのない事項については、県と随時協議すること。